

伊那市協働のまちづくり交付金



①どのような活動が対象になるのでしょうか？

区や町内会、または市民でつくる5名以上の団体等が、独自のアイデアにより、自らが主体となって行う公益的な地域づくりの実践活動で、先駆的かつ他の地域への波及効果が期待できる事業が対象になります。

地域に根ざし、地域を良くしようとする特色ある活動ならば、分野は自由です。ただし、団体・個人の資産形成や備品購入のみの事業は対象外です。

②どのような支援が受けられますか？

活動のために要する経費（講師謝礼、交通費、資料作成費、材料費、消耗品費、機械等借上料、会場使用料など）を支援します。

③どのように事業や申請額を決めるのですか？

申請のあった事業を地域協議会で審査し、交付事業を決定します。

その結果を申請団体に直接通知します。

（選考の基準：趣旨の整合性、活動の主体性、先駆性、発展性、期待できる効果など）

④自己資金が必要ですか？

対象経費については、基本的に全額交付します。ただし、支援金の額は地域協議会によって決定されますので、申請した額が全て補償されるものではありません。また、千円未満の金額は切り捨てとなりますので、自己資金が必要です。事業内容によっては、会費や参加費など自己資金の確保をお願いいたします。

⑤対象にならない経費は具体的にどのようなものですか？

活動に要する経費でも、団体の人件費・施設管理費、飲食費のすべて、参加者記念品などは対象外です。

⑥活動報告及び経費の管理方法は？

活動の状況は写真等で管理していただき、経費の管理は出納簿や証拠書類によります。事業完了後の報告に必要となりますので、適切な処理をお願いします。

また、活動内容はホームページ、広報誌、報告会等で公開させていただきます。